

避難確保計画を作成しなければならない

全ての施設に避難訓練の実施結果の報告が

義務化されました。



近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、全国各地で大きな影響を与えていることを踏まえ、令和 3 年 7 月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難確保計画に基づく避難訓練を実施した場合は、その結果を市町村長に報告することが義務付けられました。そのため、該当する施設の皆様におかれましては、早めのご対応をお願いします。

避難訓練の実施、訓練結果の報告（義務）

水防法第 15 条の 3 及び土砂災害防止法第 8 条の 2 が令和 3 年 7 月に改正されました。この改正により、避難確保計画を作成しなければならない施設※1は、計画に基づき、洪水、土砂災害発生時等の避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告すること※2が義務付けられました。

なお、従前より報告が義務付けられていた津波につきましては、変更はありません。

※1 市町村地域防災計画に定められた施設

※2 報告先は施設所在区の区役所総務課又は、消防署総務課

改正前		
避難確保計画の作成・提出	訓練の実施	訓練の報告
義務	義務	—

令和 3 年
7 月 15 日以降

改正後		
避難確保計画の作成・提出	訓練の実施	訓練の報告
義務	義務	義務

◆ 今回の法令改正の詳細につきましては、防災危機管理局危機管理企画室までお問合せください。

お問合せ先
名古屋市防災危機管理局危機管理企画室
TEL 052 - 972 - 3523

名古屋市防災危機管理局

Q&A

Q

報告書の様式はどこで貰えるの？

A

報告書は名古屋市公式ホームページからダウンロードできます。
(名古屋市トップページ→暮らしの情報→防災・危機管理→災害に備える→避難確保等の促進について→要配慮者利用施設等における避難確保等の促進について)
下記 URL からダウンロードできます。
<https://www.city.nagoya.jp/boisaikikikanri/page/0000056233.html>

Q

報告をしないと罰則はある？

A

現時点では、罰則はありませんが、災害への備えという観点からも訓練を実施し、報告していただきますようお願い致します。

Q

報告は郵送でも良いの？

A

郵送による提出でも問題ありません。各区役所総務課又は各消防署総務課宛に郵送してください。

Q

消防署に提出する消防訓練実施届と同じでいいの？

A

消防訓練実施届は消防法、避難訓練実施報告書は、水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づき、提出が必要になります。お手数ですが、消防訓練実施届とは別に提出をお願いします。

Q

訓練報告は各災害まとめて提出していいの？

A

訓練報告はまとめて提出していただいて問題ありません。ただし、訓練では災害の種類によって、避難場所等が異なる場合があるため、職員及び施設利用者には十分ご周知頂きますようお願い致します。